

新居浜市公告第30号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月5日

新居浜市副市長 赤尾 禎 司

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 新居浜市立小中学校 I C T 支援業務
- (2) 履行場所 市内全小中学校（小学校16校、中学校12校）
※別表 「ICT支援員配置校一覧」のとおりに
- (3) 業務概要（詳細は別添「新居浜市立小中学校 I C T 支援業務 仕様書」のとおりに）
文部科学省が4校に1名の配置を目標としている I C T 支援員を市内小中学校へ配置し、I C T 活用支援業務（従事する I C T 支援員の指導・研修・管理などを含む。）及びその運営
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格 公表しない。

2 一般競争入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和7・8年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(ウ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員

を含む。)又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められること。

(エ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ)役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び添付書類の提出期限の日から入札日までの期間に、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年要綱第3号)の規定による指名停止を受けていないこと。

ウ 過去5年間(令和3年度から令和7年度までの間)において、地方公共団体が発注した公立小中学校へのICT支援業務に係る受託実績があること。

エ ICT支援員は、以下の内容を含めた24時間以上の研修を終了していること。

(ア)著作権、個人情報に関する研修

(イ)学校や教員の全般的状況、学習指導要領等の教育的知識に関する研修

(ウ)模擬授業実践を含む授業支援の研修

(エ)技術研修(ホームページ作成技術、ネットワーク知識等を含む)

オ ICT支援員並びに運営組織に、教育情報化コーディネーター3級以上を保有している者が複数名在籍していること。

(2) 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、申請書に必要な書類を添付の上提出し、副市長に参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 申請書

(イ) 添付書類

a 契約実績届出書(第2号様式)

b 配置予定有資格者(第3号様式)

c 受付票(第4号様式)

イ 提出方法 持参による。

ウ 提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 令和8年3月11日(水)から令和8年3月13日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで。以下同じ。)とする。

(イ) 提出場所 末尾記載の4と同じ

エ 確認結果の通知

令和8年3月18日(水)までに郵送により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対し入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合において、令和8年3月20日(金)の午後5時15分までに当該書面を末尾記載の4の場所に持参の上、提出しなければならない。

イ 副市長は、上記アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年3月24日(火)までに、電子メール又はFAXにより回答する。

3 一般競争入札の執行

(1) 入札に参加する者に必要な資格

2の(1)及び(2)により入札参加資格の確認を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 令和8年3月26日(木)午後2時

イ 場 所 新居浜市庁舎4階41会議室

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書(写し可)を持参すること。

(3) 入札に付する事項

新居浜市立小中学校ICT支援業務

(4) 契約条項を示す期間及び場所

契約書案、入札心得及び仕様書(以下これらを「契約条項等」という。)は、次のとおり閲覧に供するとともに、新居浜市の学校教育課ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間 公告日から入札日までの閉庁日を除く執務時間中

イ 閲覧場所 末尾記載の4と同じ

※ 新居浜市のホームページ(<https://www.city.niihama.lg.jp/>)のトップページ上の「組織でさがす」→「教育委員会事務局」→「学校教育課」画面を展開し、「新着情報」上の契約条項等に関する資料をダウンロードすることができる。

(5) 契約条項等に対する質問の提出等

ア 提出期間 公告日から令和8年3月13日(金)までの執務時間中

イ 提出方法 質問書(様式は任意とするが、連絡先のメールアドレス、FAX番号、電話番号及び担当者名を明記すること。)に記載し、学校教育課に持参又は電子メー

ル若しくはFAXにより送信すること。

ウ 提出場所 末尾記載の4と同じ

エ 質問に対する回答

質問者へ電子メール又はFAXにより回答するとともに、入札日まで学校教育課のホームページに回答書を掲載する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は、免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第30条の規定に該当する者については、免除することがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 入札の参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に、委任状（第7号様式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(イ) 電報又は郵送による入札は認めない。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 落札の決定及び契約の締結は、令和7年度一般会計予算が成立することを条件とする。

イ 契約の相手方の決定

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(ア) 1回目の入札で契約の相手方が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。

2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2回を限度として見積合わせを行う。

(イ) 2回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不調とする。

ウ 提出書類

落札者は、入札書に記載した金額に対応した経費内訳書（様式は任意とするが、数量、単価、金額等を記載すること。）を提出すること。なお、経費内訳書は、参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

エ 入札の無効等

(ア) 入札参加資格のない者及び参加確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

(イ) 入札時点において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格の確認を取り消すものとする。

4 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課（新居浜市庁舎5階）

TEL： 0897-65-1301

FAX： 0897-65-1306

MAIL: gakkou@city.niihama.lg.jp